

岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

スマートフォン等を利用したコンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付、及びオンラインによる印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

印鑑登録証の提示を要しない印鑑登録証明書の申請・交付方法を定める。

(1) コンビニエンスストア等における申請及び交付

下表の媒体に記録されている電子証明書を利用して、多機能端末機（いわゆるキオスク端末）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより行う。

現行	改正後
・利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード	・個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード ・移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているスマートフォン等

(2) オンラインによる申請（証明書の交付は郵送）

インターネットから岩見沢市手続きナビの該当オンライン申請ページ（令和5年度中公開予定）にアクセスして、下表の媒体に記録されている電子証明書を利用して、暗証番号その他必要な事項を入力し、電子署名を行うことにより行う。

現行	改正後
※未実施	・個人番号カード用署名用電子証明書が記録されている個人番号カード ・移動端末設備用署名用電子証明書が記録されているスマートフォン等

第3 施行期日

規則で定める日（令和5年度中を予定）

岩見沢市条例第 17 号

岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 15 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例

岩見沢市印鑑条例(昭和 51 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項を次のように改める。

前条及び次条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証の提示を要しない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。)を利用して、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものに限る。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、当該多機能端末機により交付を受ける方

法

(2) 公的個人認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されている個人番号カード又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書が記録されている移動端末設備を利用して、岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年条例第21号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織から暗証番号その他必要な事項を入力し、電子署名（公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、郵送により交付を受ける方法

第14条の2第2項中「当該多機能端末機により」を「申請方法に応じて」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。